

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金 曜 日 発 行  
(当日が休日に当り  
たるときは、その翌日)

## 目 次

### ◇ 告 示

- 青少年に有害な図書類の指定（児童家庭課）
- 保険医の登録（保険課）
- 土地改良区の役員の就退任（二件）（農村整備課）
- 県営土地改良事業計画の決定（一）
- 保安林の指定（森林保全課）
- 保安林の指定の解除（一）
- 保安林の指定の解除予定（四件）（一）
- 遊技機の型式の検定（防犯少年課）

## 告 示

鳥取県告示第五百三十三号

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）

第十三条第一項の規定に基づき、同項第一号に該当する青少年に有害な図書類を次のとおり指定したので、同条第二項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

指定 番号	種 別	題 名	図 書 号	類 別	
				発 行 記 号 等	表示された発行所名
4811	雑誌その他 の刊行物	刺戟		NO.56	北陽出版
4812	"	処女一気喪失		NO.52	北陽出版
4813	"	紅花散らし		NO.58	北陽出版
4814	"	絶頂人形		雑誌 AW—79	フスコット出版
4815	"	甘い夢飛行		CX11 0	パラダイス倶楽部
4816	"	唇に火をつけて		CX11 8	パラダイス倶楽部
4817	"	さくらんぼ通信	1993.3	雑誌 1401 3—8	大洋図書
4818	"	DICK	3月号	雑誌 1651 5—3	株式会社大洋書房
4819	"	フスコットノート	3月号	雑誌 0834 5—3	鉄大洋書房
4820	"	月刊スパーク	3月号	雑誌 F033 65—3	鉄白夜書房
4821	"	TOOKYOONの倶楽部 パナ通信	3月号増刊	雑誌 1759 2—3	株式会社ラン出版

4822	"	バナナ通信 4	雑誌 1759 1-4	株式会社ラソ出版
4823	"	つばみ白書	雑誌 5815 0-40	シヤベール出版株 式会社
4824	"	泥棒ガール	雑誌 521 0-06	株式会社東京三世 社
4825	"	ミスエロクシヨソ VOL.1	雑誌 3201 0-83	ヒット出版社
4826	"	プチ・プチ・プチ	雑誌 5201 0-84	ヒット出版社
4827	"	嘆きの健康優良児 III	雑誌 5775 0-72	富士美出版株式会 社
4828	"	揺れてみたいの	雑誌 5381 1-28	株式会社クニマガ シラ社
4829	"	ルナティック・バーチャ 2	雑誌 5401 1-03	株式会社ふじこ よんぶろたくと
4830	"	COMICTアクトチキ 1993 6	雑誌 138 67-6	光彩書房
4831	"	コミックパニエー コミックブルファンソ 5月増刊号	雑誌 1374 8-5	傑司書房
4832	"	コミックスペース 漫画エロキスト 6月増刊号	雑誌 0832 2-6/15	徳東京三世社
4833	録画テープ	女子校生入学白書	CH-0 09	傑ボン・ネット ワーク

鳥取県告示第五百三十四号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に  
基づき、保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並び

に特定承認保険医療機関の承認並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により、次のとおり告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
鈴木 一則	鳥医第四、七四〇号	平成五年六月一日

鳥取県告示第五百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり西部土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 湯 原 嘉 徳 米子市諏訪二四三  
" 西 村 隆 米子市諏訪三五一一

湯原 成	米子市諏訪一八一
須山 克己	米子市諏訪二〇三
長谷川 薫	米子市諏訪五三六
野口 辰己	米子市八幡二二二
田守 薫	米子市八幡五七三
高田 信夫	米子市八幡六七三
田 辺 肇	米子市福市一九〇
中谷 博文	米子市福市一五七
内藤 良	米子市福市七〇一
伊塚 浩	米子市福市一二六四
杉村 純一	米子市別所一一八一
諸田 知明	米子市別所一〇〇七
西田 光雄	西伯郡岸本町大殿一四六四
長谷川 明男	西伯郡岸本町大殿一一六二
影山 清久	西伯郡岸本町大殿六四七
影山 忠嗣	西伯郡岸本町大殿三一六
高塚 一男	西伯郡岸本町大殿六五八
大島 武夫	西伯郡岸本町坂長八四三
山浦 喜隆	西伯郡岸本町坂長九二六
小村 弘彦	西伯郡岸本町坂長一七七〇
杉原 芳治	西伯郡岸本町坂長一八二八
美甘 恭雄	西伯郡岸本町岩屋谷二一三
宅野 岩男	西伯郡岸本町岩屋谷三八五
岩田 功	西伯郡会見町諸木八二

監事 末次 覚人 米子市八幡二二八

本田 弘 米子市福市七九二

和田 亮 西伯郡岸本町坂長一二三七

平成五年五月九日退任

就任した役員の名及び住所

理事 湯原 嘉徳 米子市諏訪二四三

西村 隆 米子市諏訪三五一

湯原 成 米子市諏訪一八一

須山 克己 米子市諏訪二〇三

長谷川 薫 米子市諏訪五三六

野口 辰己 米子市八幡二二二

田守 薫 米子市八幡五七三

高田 信夫 米子市八幡六七三

田 辺 肇 米子市福市一九〇

中谷 博文 米子市福市一五七

内藤 良 米子市福市七〇一

伊塚 浩 米子市福市一二六四

杉村 純一 米子市別所一一八一

諸田 知明 米子市別所一〇〇七

西田 光雄 西伯郡岸本町大殿一四六四

長谷川 明男 西伯郡岸本町大殿一一六二

影山 清久 西伯郡岸本町大殿六四七

影山 忠嗣 西伯郡岸本町大殿三一六

" 高塚 一男 西伯郡岸本町大殿六五八  
 " 大島 武夫 西伯郡岸本町坂長八四三―一  
 " 山浦 喜隆 西伯郡岸本町坂長九二六  
 " 小村 弘彦 西伯郡岸本町坂長一七七〇  
 " 杉原 芳治 西伯郡岸本町坂長一八二八  
 " 美甘 恭雄 西伯郡岸本町岩屋谷二一三  
 " 宅野 岩男 西伯郡岸本町岩屋谷三八五―二  
 " 岩田 功 西伯郡会見町諸木八二  
 監事 末次 覚人 米子市八幡二二八  
 " 本田 弘 米子市福市七九二  
 " 和田 亮 西伯郡岸本町坂長一二三七  
 平成五年五月十日就任 任期四年

鳥取県告示第五百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定  
 に基づき、次のとおり邑美土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨  
 の届出があったので、同条第十七項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

退任した役員の氏名及び住所

理事 堀内 繁義 鳥取市中大路一二九

" 小林 宣夫 鳥取市久末二一  
 " 渡辺 茂 鳥取市久末四五九―二  
 " 谷口 茂 鳥取市久末二五四  
 " 西尾 武雄 鳥取市古郡家一八一―二  
 " 雨河 昇 鳥取市古郡家一三七  
 " 山田 光雄 鳥取市美和一二九  
 " 山田 昇平 鳥取市美和一一二  
 " 両川 威 鳥取市東大路六四  
 " 浦田 義男 鳥取市東大路一二六  
 " 谷澤 英一 鳥取市中大路七三  
 " 田中 清 鳥取市西大路一一六  
 " 田中 治男 鳥取市西大路一一八  
 監事 谷口 元三郎 鳥取市久末二一九  
 " 徳尾 貞昌 鳥取市中大路一二五  
 平成五年一月二十五日退任

就任した役員の氏名及び住所

理事 堀内 繁義 鳥取市中大路一二九  
 " 小林 宣夫 鳥取市久末二一  
 " 渡辺 茂 鳥取市久末四五九―二  
 " 谷口 茂 鳥取市久末二五四  
 " 雨河 昇 鳥取市古郡家一三七  
 " 西川 耕一 鳥取市古郡家一六五  
 " 三浦 広美 鳥取市美和一二三

" 山 田 昇 鳥取市美和一三七  
 " 村 上 清 一 鳥取市東大路六四  
 " 谷 澤 英 一 鳥取市中大路七三  
 " 坂 本 祥 彦 鳥取市西大路一四三  
 " 山 根 知 鳥取市西大路一二六一二  
 " 浦 田 義 男 鳥取市東大路一二六  
 監 事 谷 口 元 三 郎 鳥取市久末二一九  
 " 徳 尾 貞 昌 鳥取市中大路一二五  
 平成五年一月二十六日就任 任期四年

鳥取県告示第五百三十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、県営土地改良事業（県営農林漁業用揮発油税財源身替農道整備事業東山地区農道整備）に係る土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間

平成五年六月十六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

青谷町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る土地改良事業計画について、異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第五百三十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林の所在場所

東伯郡泊村大字石脇字坪井七九三の四五

二 指定の目的

公衆の保健

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、天神川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び泊村役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百三十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥取市白兔字身千山八八九の一(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

風害の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

倉吉市岩倉字樋ヶ谷一一三・一一二七・一一四二・一一四三(以上四筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の除備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第五百四十一号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

気高郡青谷町大字山田字母狸ヶ谷六七六（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び青谷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百四十二号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町折渡字庄五郎山七六六の二、七六六の三、七六六の七、

八三五の九、八三五の一〇、字吉渡山九一二の二六、九一二の二七

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

鳥取県告示第五百四十三号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日南町神戸上字桑平山三〇八四の四（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

農道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 公安委員会告示

### 鳥取県公安委員会告示第四十三号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

平成五年六月十五日

鳥取県公安委員長 徳 田 博 司

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
ぱちんこ遊技機	モンスター	京楽産業株式会社
〃	ザ・忍者	〃
〃	CRトランザマスター8	〃
〃	ソルジャー	マルホン工業株式会社
〃	CRエンババー	〃

〃	JJリーグ	豊丸産業株式会社
〃	ボンバーガール2	〃
〃	フューバークアーンソII	株式会社三共
〃	フューバーキングIIA	〃